

性能向上計画認定手数料

(1) 新規の場合 (評価機関の事前審査を経る場合)

一戸建て住宅	5, 200	
共同住宅等又は複合建築物の総戸数		
共有部分がある場合	総戸数 1戸	15, 500
	2 ～ 5戸	20, 600
	6戸～	27, 800
共有部分がない場合	総戸数 1戸	5, 200
	2 ～ 5戸	10, 300
	6戸～	17, 500
+		
非住宅部分の部分（複合建築物のみ）		10, 300
その他の建築物		10, 300

(2) 新規の場合 (刈谷市へ直接申請する場合)

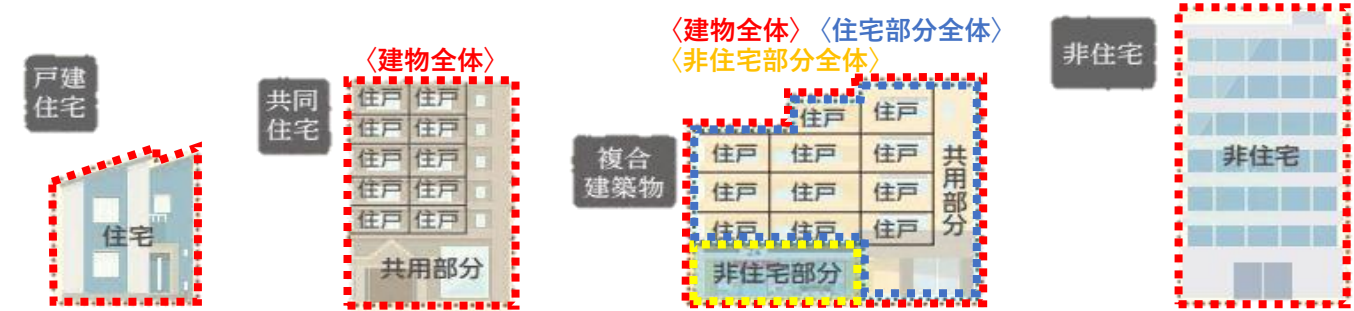
		誘導仕様基準	誘導仕様基準及び 誘導標準計算	左の計算以外
一戸建て住宅		19,100	27,000	37,100
共同住宅等又は複合建築物の総戸数				
共有部分がある場合	総戸数 1戸	137,600	145,500	155,600
	2 ～ 5戸	154,400	172,400	193,400
	6戸～	170,400	194,300	223,900
共有部分がない場合	総戸数 1戸	19,100	27,000	37,100
	2 ～ 5戸	35,900	53,900	74,900
	6戸～	51,900	75,800	105,400
+				
非住宅部分の部分 (複合建築物のみ)		工場	計画認定モデル法	その他
		47,500	95,000	248,400
その他の建築物				
		工場	計画認定モデル法	その他
		47,500	95,000	248,400

(3) 変更の場合 (評価機関の事前審査を経る場合)

一戸建て住宅	3,200	
共同住宅等又は複合建築物の総戸数		
共有部分がある場合	総戸数 1戸	9,400
	2 ～ 5戸	12,400
	6戸～	16,700
共有部分がない場合	総戸数 1戸	3,200
	2 ～ 5戸	6,200
	6戸～	10,500
+		
非住宅部分の部分（複合建築物のみ）		6,200
その他の建築物		6,200

(4) 変更の場合 (刈谷市へ直接申請する場合)

		誘導仕様基準	誘導仕様基準及び 誘導標準計算	左の計算以外
一戸建て住宅		10,100	14,100	19,200
共同住宅等又は複合建築物の総戸数				
共有部分がある場合	総戸数 1戸	70,400	74,400	79,500
	2 ～ 5戸	79,300	88,200	98,800
	6戸～	88,000	99,900	114,800
共有部分がない場合	総戸数 1戸	10,100	14,100	19,200
	2 ～ 5戸	19,000	27,900	38,500
	6戸～	27,700	39,600	54,500
+				
非住宅部分の部分 (複合建築物のみ)		工場	計画認定モデル法	その他
		24,300	48,600	125,200
その他の建築物				
		工場	計画認定モデル法	その他
		24,300	48,600	125,200



※性能向上計画認定の軽微な変更に関する証明書交付手数料は、
上記変更額に対して2分の 1 を乗じて得た額 (100円未満の端数は切捨)